

# 狭山市（入間川・柏原）学校給食センター 維持管理運営長期包括事業

## 実 施 方 針

令和5年1月31日

狭山市

## 目 次

第 1 用語の定義 .....	1
第 2 事業概要 .....	2
第 3 応募に関する条件等.....	6
第 4 応募の手続き等 .....	9
第 5 提案に関する条件.....	11
第 6 優先交渉権者の選定方法等 .....	12
第 7 優先交渉権者決定後の手続 .....	13
第 8 その他事業の実施に関し必要な事項 .....	14
別紙 1 事業スキーム図（例） .....	15
別紙 2 実施方針に関する質問書.....	16

## 第 1 用語の定義

本実施方針で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

### 【用語の定義】

用語	定義
①市	狭山市をいう。
②本事業	「狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③本施設	本事業で維持管理・運営を行う狭山市（入間川・柏原）学校給食センターの建築本体、建築設備、厨房設備、付帯設備、植栽、外構等を含むすべての施設をいう。
④募集要項等	募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
⑤応募者	本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
⑥SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑦構成員	SPCに対して出資し、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑧協力企業	SPCに対して出資せず、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑨運営企業	本事業の運営を行う企業（給食調理運営企業他、⑨⑩⑪⑫を含む）をいう。
⑩維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑪厨房設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑫その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑬代表企業	応募者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑭優先交渉権者	審査結果により得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者（1位）であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
⑮事業者	本事業を実施する企業（SPC）をいう。
⑯保守※	点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うこと。ただし、分解整備にかかるものを除く。
⑰修繕※	建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、分解整備等、改修（改善）、更新に該当する部分を除く。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成 31 年度版 建築物のライフサイクルコスト第 2 版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

## 第2 事業概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

狭山市（入間川・柏原）学校給食センター維持管理運営長期包括事業

#### (2) 対象施設となる公共施設

- ・狭山市立入間川学校給食センター
- ・狭山市立柏原学校給食センター

#### (3) 公共施設の管理者の名称

狭山市長 小谷野 剛

#### (4) 事業の目的

本市では入間川学校給食センター及び柏原学校給食センター（以下「本施設」という。）を平成21年9月にPFI事業として供用開始しており、令和6年3月末にPFI事業期間の15年が終了する。PFI事業期間の終了後も、引き続き市内小中学校の児童の心身の安全な発達に資する学校給食を適切な衛生管理のもとで提供する給食事業を継続し、本施設について継続的に使用していく方針である。そのため、今後本施設を利用していくために施設や設備等の修繕を適宜実施し、調理運営を行う必要がある。

そのため、本事業は、現事業と同様に民間事業者の技術的能力、創意工夫等を活用し、本施設の継続利用を踏まえた運営及び維持管理を包括的に行うことで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

#### (5) 本施設の法的位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、狭山市立学校給食センター条例（昭和46年12月22日条例第40号）により、児童及び生徒の健全な発達を図るため、学校給食センターを設置。

#### (6) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは公募時に示す。

##### ア 事業方式

本事業は、施設の維持管理・運営を包括的に実施する維持管理運営長期包括により実施する。

##### イ 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和5年7月下旬	優先交渉権者の選定、決定・公表
令和5年9月下旬	基本協定の締結、事業契約内容の明文化
令和5年11月下旬	事業仮契約の締結
令和6年1月	契約の発効（本契約の締結）
令和6年1月～3月	業務引き継ぎ（業務開始準備）
令和6年4月～	本事業の運営・維持管理の開始
令和17年3月	事業期間終了（維持管理・運営期間11年間）

## ウ 事業者の業務範囲

### (ア) 調理運営業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 調理等業務
- c 配送・回送業務
- d 残滓計量等及び洗浄業務
- e 衛生管理業務
- f 厨房機器等の調達及び設置業務
- g 食器類・食缶等の調達・更新業務
- h 業務終了時の引継業務
- i 配送車両調達・維持管理業務
- j 食育支援業務

### (イ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- c 什器・備品等保守管理業務
- d 外構維持管理業務
- e 環境衛生・清掃業務
- f 警備保安業務
- g 長期修繕計画作成業務
- h 修繕・改修業務
- l その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 維持管理及び調理運営業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。建築物、建築設備及び厨房機器等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする（ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。）

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおり。

- ① 提供食数決定
- ② 献立作成業務
- ③ 食材調達業務
- ④ 検収業務
- ⑤ 検食業務
- ⑥ 配送校内での配膳（給食配膳員を各校3～4名配置）
- ⑦ 給食費の徴収管理
- ⑧ 配送校の変更等による食数調整

## エ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは募集要項等公表時に示す。

### (ア) 市が支払う委託料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者に委託料を支払う。委託料は、物価変動や金利変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者を支払う委託料を減額又は停止することがある。

(7) 実施方針等の変更

本市は、実施方針等公表後における関係者等からの意見を踏まえ、募集要項等の公表までに実施方針等の内容を見直し、または変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を本市ホームページにて公表する。

(8) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間の終了時に、本施設を要求水準書等に示す良好な状態で本市に引き継ぐこと。

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。以下に示すものは参考とする。

ア 法令・施行令・施行規則等

- ① 学校給食法
- ② 学校保健安全法
- ③ 学校教育法
- ④ 食品衛生法
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 都市計画法
- ⑦ 消防法
- ⑧ 会社法
- ⑨ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑩ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑫ 大気汚染防止法
- ⑬ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑭ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑮ 騒音規制法、振動規制法
- ⑯ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑰ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑱ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑲ 警備業法、労働安全衛生法
- ⑳ 工場立地法
- ㉑ その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ㉒ 条例
  - i) 埼玉県建築基準法施行条例
  - ii) 埼玉県景観条例
  - iii) 埼玉県環境基本条例
  - iv) 埼玉県生活環境保全条例
  - v) 埼玉県福祉のまちづくり条例
  - vi) 狭山市個人情報保護条例、狭山市情報公開条例
  - vii) 狭山市環境基本条例
  - viii) 狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例
  - ix) 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
  - x) 狭山市水道事業給水条例
  - xi) 狭山市下水道条例
  - xii) その他関係法令（条例及び規則を含む。）

## イ その他関連法令、条例等

### 【要綱・各種基準等】

- ① 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ② 学校給食実施基準（文部科学省）
- ③ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ④ 学校環境衛生基準（文部科学省）
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑦ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑧ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑨ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑩ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑪ 官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑫ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ⑬ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑭ 狭山市環境基本計画
- ⑮ 狭山市福祉環境整備要綱
- ⑯ 狭山市宅地等の開発に関する指導要綱
- ⑰ その他の関連要綱及び各種基準等

### 第3 応募に関する条件等

#### 1 応募者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 応募者の構成等

本事業に応募する事業者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

- a 運営企業（給食調理運営企業等）
- b 厨房設備企業
- c 維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ 構成員及び協力企業が上記（1）アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

##### (2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 令和5・6年度狭山市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。

(イ) 学校給食施設又は公用若しくは公益的施設における集団調理施設において、1,000食/日以上調理業務の実績を有していること。



オ 厨房設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。

H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。

### (3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 市より入札参加停止の措置を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者。

キ 直近 1 年分の法人税、消費税、地方法人税、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税（都道府県民税、及び市町村民税）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税を滞納している者。

ク 狭山市暴力団排除条例第3条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

ケ 本事業の狭山市学校給食センター次期事業スキーム検討等支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の狭山市学校給食センター次期事業スキーム検討等支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社八州（東京都江東区木場 5 - 8 - 4 0）

### (4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記（1）～（3）の要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。ただし、応募者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が上記（1）～（3）の要件を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

### (2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### (3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (4) 公正な応募の確保

応募にあたって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

### (5) 応募に係る提出書類の取扱い

#### ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### (6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 委任状を提出しない代理人による応募

ウ 記名押印を欠く応募

エ 金額を訂正した応募

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募

カ 明らかに連合によると認められる応募

キ 同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の応募

ク その他応募に関する条件に違反した応募

### (7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

## 第4 応募の手続き等

### 1 事業者の募集・選定スケジュール（案）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり想定している。

日程（案）	内容
令和5年1月31日（火）	実施方針の公表
実施方針公表日 ～ 2月17日（金）	実施方針に関する質問の受付
令和5年2月20日（月）～	現地見学会の申込 ※3月13日まで
令和5年2月28日（火）	実施方針に関する質問に対する回答・公表
令和5年3月24日（金） ～ 3月31日（金）	現地見学会（左記日程の希望日に応じて随時）
令和5年4月下旬～5月上旬	募集要項等の公表
令和5年5月上旬～中旬	募集要項等に関する質問の受付
令和5年5月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答・公表
令和5年6月上旬	参加表明書及び提案書の受付
令和5年6月中旬	提案に関するヒアリング
令和5年6月～7月	提案書審査
令和5年7月～9月	優先交渉権者の決定及び公表、基本協定の締結
令和5年11月	仮契約の締結（本契約締結・契約の発効は令和6年1月以降を予定）

### 2 応募の手続き

#### （1）実施方針等に関する質問の受付

実施方針等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### ア 受付期間

令和5年1月31日（火）9時～令和5年2月17日（金）17時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受け付けないものとする。

##### イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙2に記入のうえ、E-mail に記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。提出者は下記の電話番号に受信確認を行うこと。

提出先：狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター

電話番号：04-2954-2414

E-mail：gakkyukw@city.sayama.saitama.jp

#### （2）実施方針等に関する質問への回答の公表

提出された実施方針等に関する質問への回答は、令和5年2月28日（火）までに市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ回答掲載先URL：

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/school/gatukoukyuusyoku/houkatu.html>

(3) 現地見学

現地見学については以下の期間で応募者の希望日に応じて随時行う

ア 開催日

令和5年3月24日(金)～令和5年3月31日(金)

イ 場所

- ・狭山市立入間川学校給食センター(狭山市鶴ノ木6-48)
- ・狭山市立柏原学校給食センター(狭山市柏原2507)

ウ 申込み

狭山市学校給食センター現地見学WEB申込フォームより、手続きを行ってください。

下記の2次元コード又リンク先よりスムーズにアクセスができます。

URL : <https://forms.gle/hhDbPmjNdkdyLgJ6>



申込期限 : 令和5年2月20日(月)から3月13日(月)まで

(4) 公募及び募集要項等の公表

令和5年4月上旬から中旬までに、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問に対する回答は市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(6) 参加表明書及び提案書の受付

本事業への参加資格審査書類及び提案書類の提出を求める。

(7) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために応募者に対するヒアリングを実施する。

(8) 優先交渉権者の決定・公表

提出された提案書類について、総合的な評価を行い、優先交渉権者を決定する。審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

## 第5 提案に関する条件

### 1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

#### (1) 立地条件

##### ・ 入間川学校給食センター

項目	内容
住所	狭山市鶴ノ木 6-48 敷地面積：3,842.03 m <sup>2</sup>
施設規模	最大提供食数：4,500 食/日 令和4年度実績：4,405 食/日（令和4年4月現在）程度 延床面積：合計 2,528.04 m <sup>2</sup> 建築面積：合計 1,804.25 m <sup>2</sup>
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ボイラー等）

##### ・ 柏原学校給食センター

項目	内容
住所	狭山市柏原 2507 敷地面積：2,988.63 m <sup>2</sup>
施設規模	最大提供食数：3,500 食/日 令和4年度実績：2,725 食/日（令和4年4月現在）程度 延床面積：合計 2,386.73 m <sup>2</sup> 建築面積：合計 1,706.66 m <sup>2</sup>
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、排水処理施設、受水槽、ボイラー等）

### 2 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

#### (1) 委託料

市は、業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、募集要項等公表時に示す。

#### (2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、募集要項等公表時に示す。

#### (3) 委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、募集要項等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、募集要項等公表時に示す。

## 第6 優先交渉権者の選定方法等

### 1 選定方法

本事業では、施設の維持管理及び運営が良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して公募型プロポーザル方式で行う。詳しい審査方法については募集要項等公表時に示す。

### 2 審査の手順及び方法

#### (1) 参加資格審査

市は参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。

#### (2) 提案審査

募集要項等公表時に公表する「優先交渉権者決定基準」に従って、提案書を総合的に審査・評価する。

#### (3) 審査項目

審査項目は「優先交渉権者決定基準」に示す。

#### (4) 審査結果

市は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に応募者がいない場合または優先交渉権者にふさわしいものがない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

## 第7 優先交渉権者決定後の手続

### 1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

### 2 S P Cの設立

- (1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてS P Cを基本協定書に基づき狭山市内において設立するものとする。
- (2) 優先交渉権者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 優先交渉権者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

### 3 契約の締結

優先交渉権者は、市と契約に関する交渉を十分に行った上で、設立したS P Cをもって市と本事業に関する契約を締結する。契約は一旦、仮契約として行い、事業開始前までに本契約を締結し契約発効とする。

### 4 次点交渉権者との協議

#### (1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

#### (2) 本契約締結（契約の発効）までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合

市は、本契約の締結・契約発効までに優先交渉権者が前記第3の1「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

### 5 保険

S P Cは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

## 6 リスク管理方針

### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の維持管理・運営における責任は原則としてSPCが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

### (2) 予想されるリスク分担

市とSPCのリスク分担については、募集要項等公表時に示す。なお、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

狭山市 学校教育部 入間川学校給食センター

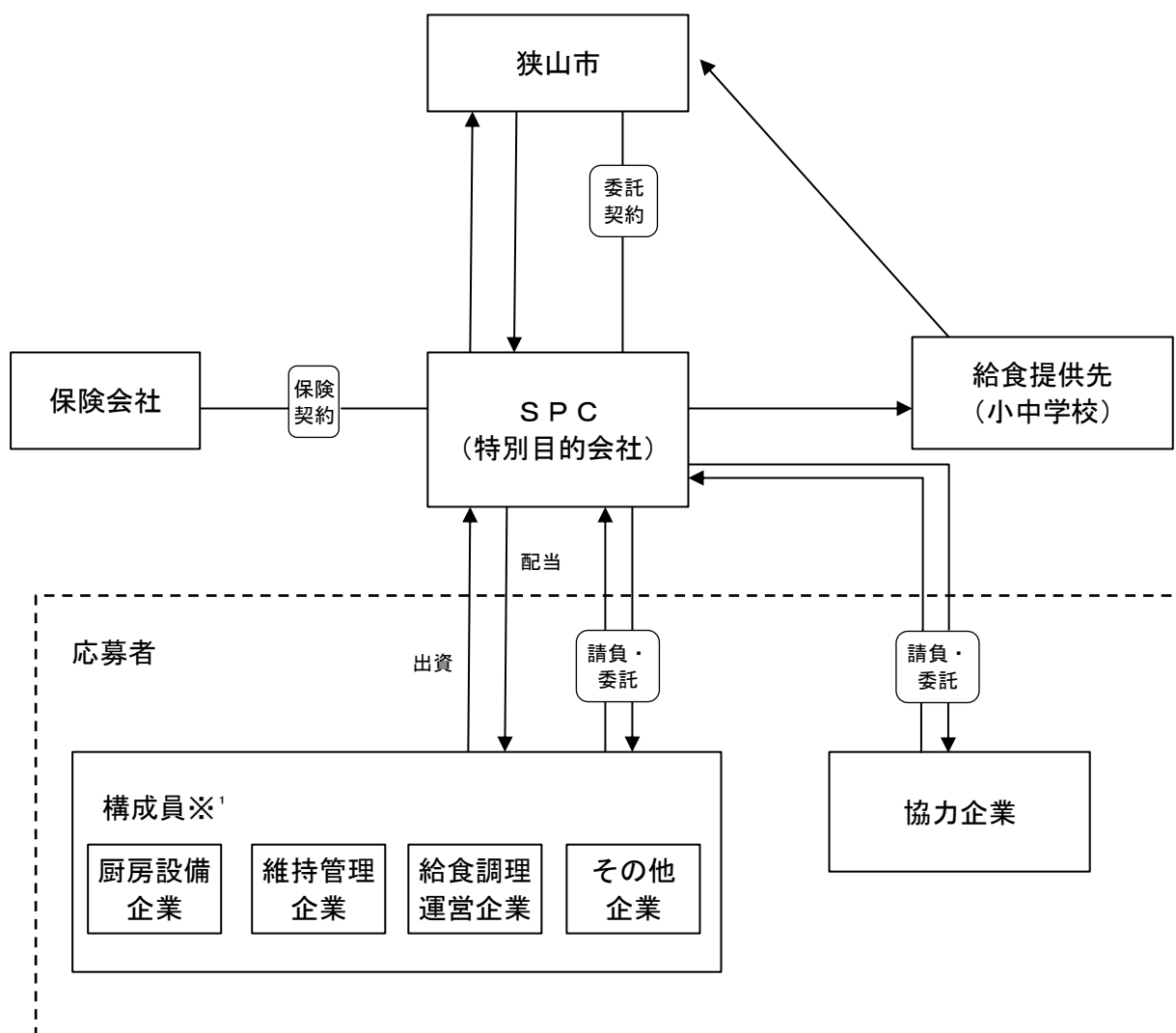
〒350-1323 埼玉県狭山市鶉ノ木6-48

電話 : 04-2954-2414 / FAX : 04-2954-8674

E-mail : gakyukw@city.sayama.saitama.jp



別紙1 事業スキーム図（例）



※¹ 構成員の構成企業（厨房設備企業、維持管理企業、給食調理運営企業など）については必須ではない。

別紙2 実施方針に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針に関する質問書

狭山市(入間川・柏原)学校給食センター維持管理運営長期包括事業の実実施方針について、次のとおり質問事項がありますので、提出します。

商号又は名称	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

※記入上の注意事項

- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・連絡先等の所在不明な質問は、回答しないことがありますので予めご了承ください。

	資料名	第	頁	項目名	質問内容
例	実施方針	3	6	応募者の参加資格要件	HACCP対応施設とはどのような施設でしょうか。
1					
2					
3					
4					
5					